

第3編
基本目標別取り組み

基本目標 **2**



健康で元気に暮らせるまち

保険・福祉・医療・社会教育



1

適度な運動や正しい食生活で みんなが健康なまちづくり

現状・課題

国においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、食生活・運動などの健康に関する生活習慣及び社会環境の改善など、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向を、「21世紀における国民健康づくり運動」（「健康日本21（第2次）」）において示し、具体的な取り組みを実施しています。

本市では、「健康づくりの推進」を重点事項として掲げ、乳幼児から成人、高齢者にわたって、市民一人ひとりに健康管理を適正に行うための情報提供を行うとともに、健康診断（特定健診を含む）や健康相談の充実を図っています。乳幼児に対しては、月齢健診や健康相談を実施し、成人（高齢者を含む）に対しては、検診（総合検診・婦人科検診）の実施、健康状態のチェックや疾病の予防に取り組んでいます。また、市民が身近で医療を受けられるよう「かかりつけ医」への受診を推奨しています。

今後は、少子高齢化が進むなか、各年代に応じた市民の健康維持に対する啓発や健診（検診）、健康相談などを引き続き実施し、すべての市民の「健康」の維持・確保を支援していく必要があります。また、健康づくりの取り組みにおいては、栄養・食生活の改善も必要であり、食育などの推進を図っていく必要があります。

取り組みの方向

- 全ての市民の健康を保ち、元気に暮らせるまちづくりをすすめていきます。
- 市民一人ひとりが健康増進につながることに取り組めるよう健康増進事業の啓発を行うとともに、多くの市民に対し事業への積極的な参加を勧奨し、市民の健康への意識の高揚を図ります。
- 検診事業、予防接種事業の実施により、市民の健康を保っていきます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「心身ともに健やかに生活できるまち」だと思 う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 79.5% | 85.0% |
| 「健康づくりに取り組む人が増えているまち」だ と思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 65.3% | 75.0% |
| 「健診や健康相談など病気の予防対策が充実して いるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 65.5% | 76.0% |
| 一般成人 栄養のバランスに「気をつけている」と 「少し気をつけている」人の割合 （食と健康に関するアンケート調査結果） | 88.4% | 90.0% |
| 一般成人 「普段運動をしている」人の割合 （食と健康に関するアンケート調査結果） | 37.9% | 45.0% |

施策

① 健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります

一人ひとりが健康に対して自覚をもち、健康づくりの基本である「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるとともに、健康に関する相談や健康教育、保健指導などを行います。

② 検診事業の実施によりみんなの健康を維持します

健康長寿を延伸していくうえで、最大の阻害要因である生活習慣病について、その早期発見、早期治療ができるように特定健診・特定保健指導や成人検診を行います。

③ 心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります

心と身体のバランスを保ち、健康を維持できるように、心の健康に関する啓発を行います。また、心の病気の予防や、早期発見ができるよう心配事について相談の受け付けや、健康指導を行います。

④ 予防接種事業の実施により疾病予防を行います

感染を未然に防ぎ、病気に対する抵抗力をつけ、病気の重症化や合併症を予防するとともに、疾病の拡大防止につながるように、予防接種を行います。

関連計画

第2次菊川すこやかプラン

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画



2 高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

現状・課題

急速に少子高齢化が進むなか、本市の高齢化率は24.6%（平成27年4月1日現在）に達し、平成37年（2025年）には29.2%になると見込まれています。このような社会においては、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばしたり、切れ目のない医療や介護を提供したり、認知症など介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境を整備することが求められています。

本市においては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備をはじめ、シルバー人材センターや老人クラブの運営の支援、高齢者の健康づくりや介護予防などに取り組んでいます。また、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を充実し、高齢者の日常生活における総合支援にも取り組んでいます。これらの取り組みから、増加傾向にある各種相談にも的確に対応し、福祉・保健・医療など他部署や他機関との連携や協力により、高齢者にかかる虐待対応や権利擁護、高齢者の生活支援、高齢者の見守りなど、適切な支援に結びつけています。

今後は、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していくなか、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

取り組みの方向

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による地域包括ケア体制を充実します。
- 高齢者の生活に必要なサービスを、医療、介護などの多職種連携により切れ目なく提供できるようにするとともに、介護保険給付の適正化や介護保険事業を安定的に運営していきます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「高齢者が生きがいを持ち、健やかに暮らせるまち」 だと思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 59.9% | 70.0% |
| 「高齢者とその家族を支える介護サービスが充実して いるまち」だと思う市民の割合 （市民アンケート調査結果） | 55.9% | 66.0% |
| 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合 | 85.2% | 82.8% |

施策

① 高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らせるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促進します。

また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の経験、技能や資格を活かせる機会や地域活動など社会参加することができる環境の整備を進めます。

② 地域包括ケアの体制を充実します

地域包括支援センターを中心に、福祉・保健・医療・地域などの関係機関が連携し、医療と介護の連携、認知症施策、生活支援サービスなどが一体的に提供される地域包括ケアの体制を充実します。

③ 高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の生活を支援する各種介護保険サービスの質の向上を図ります。

関連計画

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画



3 地域のなかで、互いに支え合う まちづくり

現状・課題

福祉行政に加え、地域住民を主体とする市民相互の「助け合い、支え合い」によって、安心して暮らすことのできる地域社会を目指す「地域福祉」が重要視されています。

本市では、自主防災会や民生委員児童委員・主任児童委員などの協力のもと、避難行動要支援者への避難支援を進めています。また、広報誌などを通じて、地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、市民ニーズ*を的確に把握し、求められる福祉サービスを取り入れ、必要に応じてサービス内容の見直しなども行っています。さらに、市民一人ひとりが挨拶や助け合いなどを通じて、隣近所同士の顔が見え、互いに支え合う地域づくりとともに、大規模災害を想定した備え、ゴミ拾いや草刈りなどの環境保全、高齢者や子どもへの見守り・声掛け、日常的な地域住民の交流などを通じた、安全・安心に住める地域づくりにも取り組んでいます。

今後は、平成28年3月に策定した「第3次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、『地域福祉の推進～つながりの“輪”きくがわ～』を目標にして、市（行政）、社会福祉協議会、地域の取り組みをつなぎ合わせ、地域の課題や多様化する福祉ニーズへ対応するため、役割を分担し、未来へ向けて地域福祉を推進していくことが求められています。

取り組みの方向

- 地域福祉を推進する各種機関や団体などの役割を踏まえつつ、多様化するニーズに対応するため、さらに相互の連携強化に取り組めます。
- 福祉ボランティアの新たな担い手となる人材や、団体などの育成に取り組み、地域福祉の強化を図ります。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|--|-------------------|-------------------|
| 「市民同士が地域で互いに支え合っているまち」だと思う市民の割合(市民アンケート調査結果) | 65.0% | 75.0% |
| コミュニティ協議会の福祉部に携わる人数 | 200人 | 220人 |

施策

① 地域における市民の福祉活動を支援します

地域住民の生活上の問題に対して、市民自らが自主的に参加し、行政や福祉事業者などの関係機関と協働しながら問題解決に向けて行う地域の福祉活動を推進します。

また、各種福祉団体や福祉サービス事業者などが実施する地域福祉活動の支援とともに、自治会、自主防災会などの協力のもと、避難行動要支援者への避難支援を進めます。

② 地域福祉の担い手を育成・支援します

民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会、福祉関連事業者などの福祉活動の担い手に対する支援を強化します。

また、福祉関連ボランティアへの支援とともに、新たな担い手となる人材や団体・グループなどの育成を図ります。

③ 地域のなかでの自立した生活を応援します

安定した日常生活を送ることが困難となった方に対し、生活保護などの経済的支援や就労支援などを行います。

また、生活保護に至る前の生活困窮者が、自立して社会生活を送ることができるよう支援事業を行います。

関連計画

第3次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画



4 障がいのある人が地域のなかで、安心して暮らすことができるまちづくり

現状・課題

障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲に「難病等」が加わり、「障害程度区分」が、「障害支援区分」に改められ、障がいの度合いではなく、必要としている支援の度合いで示されるようになりました。また、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう「共同生活介護」が、「共同生活援助」へ一元化され、重度訪問介護・地域移行支援の対象者の拡大も行われています。平成28年4月より、障害者差別解消法が施行されたなか、障がいなどの有無にかかわらず、尊重し合いながら共生するまちの実現が求められています。

本市では、「東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン」に基づき、平成27年3月「第4期東遠地域広域障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービスなどを推進する仕組みづくりに取り組んできました。平成26年4月には、「重度心身障害児（者）通所施設」が開設され、医療的ケアを必要とする人の支援が進んでいます。

障害福祉サービスなどの利用については、利用者に最適な計画の作成とともに、指定相談事業所の設置も進められ、相談支援体制が整えられています。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援のなかでもニーズ*が多い「放課後等デイサービス」の提供事業所の整備が進み、障がいのある子どもに対する支援も強化されています。

今後も、障がいの状態や特性により必要に応じたきめ細かなケアやサービスの提供を行なうとともに、施設中心のサービス実施から地域で支える福祉へ構築を促していくことが求められます。

取り組みの方向

- 障がいのある人への、地域における自立支援と社会参加を促すとともに、社会的、経済的な自立性が保たれるよう、相談・就労支援の充実を図ります。
- 中東遠地域全体として障がいのある人の地域生活を支援する機能・拠点などの整備が進められていることから、その実施に向けた協力体制を整え、各種福祉サービスの充実を図っていきます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「障がいのある人が安心して暮らしていけるまち」 だと思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 43.5% | 59.0% |
| 自立支援給付等決定対象者数 | 363人 | 482人 |

施策

① 障がいのある人の自立した生活を支援します

障がいのある人の、社会的、経済的な自立性が保たれるよう、相談・就労支援の充実を図っていきます。

② 障がいのある人の地域での活動を促進します

様々なニーズ*に対応できるサービス提供事業者の確保に加え、障がいのある人への支援を強化することにより、地域における自立支援と社会参加を促します。

③ 障がいのある子どもの福祉サービスを充実します

障がいのある子どもたちの利用希望の高い「障害児通所支援等サービス」について、サービス提供事業者との連携により、適切なサービス提供体制を整えます。

関連計画

東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン
第4期東遠地域広域障害福祉計画



5 入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

現状・課題

団塊世代が平成37年（2025年）には75歳以上となり、今後は超高齢化がさらに進み、医療需要は今以上に増加することが見込まれ、さらなる医療体制の充実と連携体制の強化が求められます。

本市は中東遠二次医療圏*に属しており、医療圏での医師数は、平成26年12月31日現在621人で、人口10万人当たり134.5人と県平均の193.9人と比較して大きく下回っています。このような限られた医療資源のなか、地域から真に必要なとされる医療を提供し続けていくために、中東遠5病院や地域診療所、訪問看護ステーション、調剤薬局と情報通信技術（ICT*）を活用し、診療情報を共有するネットワークシステムを導入するなど、関係機関との機能分担・連携強化を進めてきました。また、磐田市立総合病院、公立森町病院、市立御前崎総合病院と連携し、地域医療を担う家庭医の養成プログラムを推進し、医師の確保とともに地域医療体制の充実に努めてきました。これらの取り組みにより、関係機関との連携体制が構築され、入院から在宅までの幅広い診療体制が整いつつあります。また、市民自らが地域医療を考え、ともに育む市民活動を展開する「菊川市地域医療を守る会」も設立され、様々な活動が展開されています。

しかし、地域医療の核となる菊川市立総合病院では、常勤医師の退職などにより、一部の診療科においては入院患者の受入が困難な状況が発生するなど、医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、近隣病院や地域診療所とのさらなる連携と機能分担を進め、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化していくことが必要です。

取り組みの方向

- 菊川市立総合病院の臓器別専門医の招へいを進めるとともに、計画的に高度医療機器などを更新し、地域医療の中核施設としての機能を充実します。
- 浜松医科大学地域家庭医療学講座との新たな連携体制を構築し、家庭医養成プログラムを推進します。
- 近隣病院や地域診療所とのさらなる連携と機能分担を進めるとともに、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化し、地域で必要とされる入院から在宅まで幅広い医療が地域で提供できるよう努めます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまち」だと思える市民の割合 (市民アンケート調査結果) | 46.7% | 62.0% |
| 菊川病院への紹介率 | 35.6% | 40.0% |
| 菊川病院からの逆紹介率 | 27.7% | 30.0% |

施策

① 医療機関、介護・福祉施設などとの連携を進めます

地域住民に必要な医療が地域で完結できるよう、近隣病院、地域診療所と機能分担・連携強化を進めます。また、退院後も安心して地域や家庭で過ごすことができるよう、行政や介護・福祉施設などとの連携・協力体制を強化します。

② 菊川市立総合病院の機能を充実します

中東遠二次医療圏内の中核医療施設としての役割を担うために、高度医療機器などを計画的に更新し、急性期・回復期・精神科医療や二次救急医療を継続して提供します。

③ 家庭医養成プログラムを推進します

住み慣れた家庭や地域で療養できるよう、家庭医による幅広い外来診療と予防・健診事業に加えて、多職種事業所との連携により365日、24時間の救急往診にも対応できる在宅医療を提供します。

④ 市民と行政が連携して地域医療支援の充実を目指します

地域完結型の医療提供体制を理解し、適時・適切に医療機関を受診できるよう、市民と行政が連携して、地域医療に対する啓発や支援活動を展開します。

関連計画

菊川市立総合病院第二次中期計画



6 生涯にわたり学べるまちづくり

現状・課題

平成25年に文部科学省が策定した第2期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」をキーワードとした生涯学習社会の実現に向けて、様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

本市では、生涯学習活動の拠点である中央公民館、菊川文庫、小笠図書館が市民にとって身近に利用できるように適切な維持管理と効率的な運営を行っています。だれもが学びたいと思ったときに学習できる環境づくりのための各種講座の開設や、多様な知的欲求に応えられる図書館資料の収集・整備・提供を通じて、市民が豊かで潤いのある文化的な生活を営むための支援を行っています。具体的には、利用者の利便性の向上のため、インターネット利用端末の設置や新聞オンラインデータの導入、持ち込みパソコンの利用席設定、無線 LAN* の導入など、図書館の情報化に取り組んでいます。

また、生涯学習を始める機会の提供としての「ステップアップ講座」や、高齢者がいきいきと活動できる「ことぶき講座」などを実施し、多くの市民が参加しています。これらの講座の修了生がグループを作り学習を継続している姿も見られ、市民の主体的な学習機会の拡大に繋がっています。

ライフスタイルや社会の急激な変化のなか、市民の学習意欲も多種多様なものとなり、今後も引き続き時代のニーズ*に沿った講座や、市民の自主的・自発的な学習活動の機会を提供していくとともに、利用者目線に沿った使いやすい図書館としていくことが求められています。

取り組みの方向

- 時代のニーズに沿った講座の提供や、市民の自主的、自発的な学習活動の支援を行うとともに、生涯学習に関する情報のネットワークを広げ、多様な施設、人材の活用を図っていきます。
- 「いつでも」「どこでも」「だれにでも」「どんな資料でも」迅速に提供できるよう、資料の充実とサービスの強化を図り、利用者満足度の高い図書館の実現を目指します。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|--|-------------------|-------------------|
| 「生涯にわたり学習活動ができるまち」だと思 う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 51.6% | 62.0% |
| 生涯学習講座の参加者数 | 515人 | 600人 |

施策

① 生涯学習活動を推進します

生涯にわたりいきいきと暮らせるように、多様化する市民ニーズに沿った各種講座を開設します。また、各種講座をきっかけに、生涯の活動として続けられるようグループの自主的活動を支援し、交流の場を積極的に提供するとともに、地域の人材を生涯学習に活かせるよう支援します。

② 読書環境の整備に努めます

図書館は、就学前から成人・高齢者に至るまで、全ての市民が自ら学び、自主的な活動ができる生涯学習の拠点として、図書資料や視聴覚資料、郷土資料などの収集・貸出や資料相談に応じます。

また、ICT*を活用した民間データベースや学校図書館との連携など、施設整備を計画的に実施し図書館機能の充実に努めます。

③ 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます

利用者ニーズに応じたきめ細かな図書館サービスを提供するとともに、市民が生活や仕事などで生じる様々な課題を解決するために、必要な情報の収集・提供に努めます。さらに、各種講座・講演会の開催など関係機関と連携しながら、様々な機会の提供や読書活動の啓発に努めます。



7 芸術や文化に親しみ歴史・文化遺産が継承され活かされているまちづくり

現状・課題

地域独自の生活風景や文化財は、地域の歴史や文化を理解していくためにも欠くことのできない貴重な財産であり、地域づくりの核ともなるものです。本市を含めた県内の地域では、富士山の世界文化遺産*登録や茶草場農法*の世界農業遺産*登録といった世界に誇る文化遺産を有しており、これらをはじめとした資源を再認識、再評価し、次世代へと継承していくことが求められています。

本市においては、菊川文化会館アエルや中央公民館、地区センターなどで各種の事業・講座を開設し、多くの市民が文化芸術活動に取り組んでいます。

また、郷土の歴史的遺産や芸能、伝統行事の保護・活用を図り、次世代へ引き継ぐため所有者や地域の団体などに支援を行うとともに、市内の文化財の保全及び活用に努めています。さらに、市内の埋蔵文化財を適切に保護するために「埋蔵文化財センターときどき」を開館し、埋蔵文化財の調査研究、収蔵保管、普及活用が一体となった事業を行っています。

今後は、「埋蔵文化財センターときどき」を中心に埋蔵文化財について、さらなる市民への周知のため情報発信に努めていくことが必要です。また、市内には、国、県、市の指定文化財が25件、国の登録有形文化財が1件登録されており、地域の団体などにより保護、保存、継承が図られていますが、文化財に対する意識は必ずしも地域住民に浸透しておらず、文化財に対する市民意識の向上が求められます。

取り組みの方向

- 民間活力を活用し、芸術・文化や、本市の魅力を市内外に発信する拠点として、さらに、地域のふれあいの場、憩いの場となるように、各種施設の充実に取り組みます。
- 市民が文化財に親しむ機会を充実させ、歴史・文化遺産を継承し文化財の魅力を生かした地域、まちづくりに努めるとともに、文化活動団体との連携や支援に努めます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 39.1% | 54.0% |
| 「歴史・文化遺産が継承され活かされているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート調査結果） | 40.8% | 56.0% |
| 文化祭の来場者数 | 3,250人 | 4,000人 |

施策

① 鑑賞機会の提供に努めます

菊川文化会館アエルや中央公民館を活用し、芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。また、地域のふれあいの場、憩いの場となるよう施設の充実を図ります。

② 市民の文化・芸術活動を支援します

中央公民館や地区センターでは、各種の教室や講座を開設し、広く市民に芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、文化協会や各種団体と連携し多くの市民に文化芸術活動を広めるため、文化事業を推進します。

③ 文化財の保存・周知・活用を推進します

文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解を深めていこう、文化財の保護・周知・活用を図る事業を推進します。

関連計画

菊川市文化振興計画



8

スポーツが盛んなまちづくり

現状・課題

国においては、「スポーツ基本法」で示された基本理念にのっとり、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指しています。また、今後、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなど国際的に注目される大きなスポーツイベントの開催が予定されており、これらイベントを契機としてさらにスポーツに親しむことのできる取り組みを推進していくことが求められています。

本市では、「スポーツをとおして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち」の実現に向け「菊川市スポーツ振興基本計画」を策定し、だれもがいつでも気軽に取り組む事ができるよう軽スポーツやスポーツ教室の開催、スポーツ環境の整備などに取り組み、市民一人1スポーツの推奨を通して生涯スポーツの普及に努めています。また、体育館や体育施設、公園などの運営を指定管理者に移行し、サービス向上や経費節減に努めるとともに、菊川運動公園多目的グラウンドの改修（人工芝）や利用率の高い和田公園テニスコートの人工芝張替えなどの施設改善も行っています。このほか、体操教室の開催や、NPO 法人菊川市体育協会及びスポーツ推進委員などと連携し多くの事業を実施し、「スポーツが盛んなまち」の振興に努めています。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、いつでも、どこでも、だれでも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨していくことが必要です。また、それらのスポーツ活動を支える施設などの老朽化が目立ってきていることから、施設の改善や整備を検討していくことが求められています。

取り組みの方向

- スポーツが盛んなまちづくりをさらに進めていくため、NPO 法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、ライフステージに応じたスポーツ事業の充実や、だれもがスポーツに触れ合う機会を創出していきます。
- スポーツ施設の計画的な改善や整備を進めます。

| 政策指標 | 現状値 (H27・2015) | 目標値 (H37・2025) |
|---|-------------------|-------------------|
| 「誰もが気軽にスポーツに取り組めるまち」だと思 市民の割合（市民アンケート調査結果） | 54.0% | 59.0% |
| スポーツ施設年間利用者数 | 244,924人 | 255,000人 以上 |

施策

① 誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します

いつでも、どこでも、だれでも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨し、運動する人を増やし、市民の運動習慣の実施率を高めます。また、レクリエーションスポーツの普及活動を支援し、スポーツを通じた地域づくりを進めます。

② スポーツ活動の場を提供します

スポーツ施設の安全・安心な利用のため、拠点となるスポーツ施設の管理と計画的な改修・整備を進めます。

③ スポーツ団体・スポーツ活動を支援します

NPO 法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、スポーツ事業を開催します。また、体育協会に所属するスポーツ団体やスポーツ少年団などに加え、任意のスポーツ団体など多数のスポーツグループに対する活動支援を行います。

関連計画

菊川市スポーツ振興基本計画



国指定重要文化財応声教院山門

